

南房総地域半島振興計画

令和8年3月

千葉県

目 次

第1 計画策定の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
第2 現状及び課題	
1 地域の概況	1
2 地域の現状及び課題	
(1) 人口	3
(2) 産業	3
(3) 基幹的施設	5
(4) 自然環境	7
第3 目指す姿	7
第4 振興計画	
1 交通・情報通信体系の整備・確保	9
(1) 道路網の整備	10
(2) 鉄道等の整備	10
(3) 港湾の整備	11
(4) 情報通信関連施設の整備	11
2 産業の振興及び就業の促進	11
(1) 農林業の振興	13
(2) 水産業の振興	15
(3) 商工業の振興	16
(4) 観光立県の推進	17
(5) 就業の促進	18
3 環境の保全	18
(1) 自然環境の保全	19
(2) 公害の防止	19
(3) 再生可能エネルギーの利用の推進	20
4 居住環境・福祉の向上	20
(1) 水資源の開発及び利用	21
(2) 教育・文化の振興	21
(3) 生活基盤施設等の整備	22
(4) 地域福祉の推進	24
5 地域間交流の促進	24

(1) 広域連携による地域づくりの推進	25
(2) 観光交流の拡大	25
6 移住・二地域居住の促進	25
(1) 移住・二地域居住の促進	25
(2) 空き家の利活用	26
7 国土保全施策等の整備及び防災体制の強化	26
(1) 防災連携体制の充実強化	26
(2) 半島性を踏まえた防災対策の推進	26
(3) 土砂災害対策	27
(4) 河川の整備	27
(5) 海岸の保全	27
(6) 農地・森林の保全	27
(7) 災害に強い社会資本の整備	27
第5 社会目標等	28

第1 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「半島地域」という地理的な制約の下にある南房総地域において、地域における創意工夫を生かし、半島地域と継続的な関係を有する半島地域外の人材を含む多様な主体の連携及び協力を促進しつつ、地域特性に配慮した広域的かつ総合的な振興を図るため、半島振興の基本的な方向性と、具体的な半島振興施策を計画に位置付けるものである。

2 計画の位置付け

本計画は、半島振興法（昭和60年法律第63号）第3条の規定による、半島振興基本方針に基づき作成する「半島振興対策実施地域に係る半島振興に関する計画」である。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度からおおむね10年間とする。

第2 現状及び課題

1 地域の概況

房総半島は、日本列島のほぼ中央、関東地方の最南部に位置する。南房総地域は、この房総半島の富津岬と太東岬を結ぶ線から南の区域であり、西は、東京湾の浦賀水道、南東は、黒潮と親潮が交わる太平洋に面し、北部は、平坦な両総台地につながっている。東京都心とは、東京湾をはさみ40～80kmと比較的近距离に位置している。

規模については、面積は約1,187km²で千葉県面積のおおむね23%を占めている。人口は約22万人で、千葉県人口のおおむね3.5%である。人口密度は、約185人/km²で千葉県の約1,224人/km²、全国平均の約329人/km²に比して低くなっている。本地域は、6市、3町の区域からなり、2つの広域市町村圏全域と1つの広域市町村圏の一部が含まれている。

地形については、東西に60km、南北に50kmにわたる太平洋に突き出た三角形の地域である。面積の約80%を房総丘陵が占め、県内の最高峰愛宕山(408.2m)をはじめとして山地・丘陵が多い地形となっており、その間を流れる河川は、比較的急勾配になっている。本地域の三方を囲む海岸線は、海岸延長241kmにおよび、変化に富む美しい景観を形成している。

気候については、夏涼しく、冬暖かい温暖な海洋性気候に属し、無霜地帯も多い。特に南部においては、嶺岡山系等が屏風の役目を果たし、北風が弱いこともあって、冬も温暖な気候となっている。年間降水量は、2,000mmを超えることも珍しくなく、近隣に比して極めて多く、高低差のある地形と相まって森林等の植生が豊かである。

土地利用については、比較的山林丘陵の多い地形のため、農地、宅地の占める割合は県内他地域（県土面積に占める割合 農地28%、宅地15%）に比して農地18%、宅地6%と少ないが、森林面積は全県の44%を占めている。また、南房総国定公園及び4つの県立自然公園が本地域の9%を占めるなど首都近郊にあって今なお美しい自然が残

されている地域である。

歴史的な背景については、古来、海路の玄関口、中継地となっており、また大消費地江戸（東京）への、酪農、果物、魚介類など特色ある生鮮食料品の供給の場としての役割を果たしてきた。さらに、温暖な気候と豊かな自然を求める文人墨客の別荘地として親しまれてきた。

南房総地域の構成市町

市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)
館山市	110.05	43,554
勝浦市	93.96	15,213
鴨川市	191.14	30,209
富津市	205.40	40,427
南房総市	229.55	34,066
いすみ市	157.50	34,705
大多喜町	129.87	8,005
御宿町	24.85	6,912
鋸南町	45.17	6,679
計6市3町	1,187.49	219,770

※面積は、国土地理院「令和7年全国都道府県市区町村別面積調（7月1日時点）」による。

※人口は、総務省「住民基本台帳人口に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和7年1月1日現在）」による。

2 地域の現状及び課題

(1) 人口

【現状】

千葉県的人口は、東京圏への高次都市機能の集積等の影響により、昭和35年の230万人から令和7年の約631.2万人へと2.7倍以上の増加となっている。

一方、南房総地域については、昭和35年人口34万人から令和7年人口約22万人と約35%減少しており、現在も人口減少が続いている。

また、65才以上の人口比率が約43%と県平均約28%、全国平均約29%に比して著しく高くなっている。

【課題】

南房総地域における人口の社会減を改善し、人々が安心かつ安定して住み続けられる地域とするため、定住条件の整備を図るとともに、地域の魅力を広く発信すること等により移住・二地域居住を促進し、地域の活性化を図っていく必要がある。

また、本地域で特に進んでいる高齢化に対応していくため、地域において相互に支え合う体制づくりなどを図る必要がある。

(2) 産業

【現状】

本地域の就業者は、従業地就業者（本地域で働く就業者）が約10万人、常住地就業者（本地域に居住する就業者）が約10.6万人であり、就従比（従業地就業者／常住地就業者）は0.94と就業の場が不足している。また、産業別の就業者の割合は、第1次産業9.2%、第2次産業18.6%、第3次産業72.2%であり、第1次産業の比率が、県平均の2.5%、全国平均の3.5%に比して著しく高くなっている。（就業者数は、総務省「令和2年国勢調査」による。）

農林業については、豊かな自然を背景に温暖な気候を生かし、古くから稲作をはじめ酪農、花き、野菜などのほか、たけのこ、しいたけ等の特用林産物の生産など多様な農林業が展開されている。しかしながら、地域一帯は山がちな地形で、平野部が少なく耕地率も県内他地域に比して低いものとなっており、また、山間谷津田が多くそれぞれの農地が狭小なものになっている。加えて、担い手の高齢化も県内他地域に比して進んでいる。

水産業については、暖流と寒流が交わる海域をもち、また、地形的な特性から豊かで変化に富んだ漁場に恵まれている。しかしながら、沿岸漁業を中心とした漁獲量は、漁業者の減少や高齢化、水産資源の減少などにより減少傾向にある。

また、本県は東京の隣接県として東京湾沿岸部を中心に都市化が進んでおり、若者の都会指向などを要因とする後継者不足が問題となっている。

工業については、食品、金属製品等を中心に年間2,627億円の工業出荷額（令和5年）をあげており、また、造船、工芸品等の特色ある産業を有している。鉱業については、ヨウ素、天然ガス等の特色ある鉱産資源を産出している。しかしながら、事業所数と

従業者数は、平成25年の377所、8,045人に対し、令和5年は372所、7,165人であり、いずれもやや減少している。また、工業出荷額は、平成25年の1,842億円から令和5年は2,627億円と、42.6%増加している。県内の工業出荷額に占める割合は1.7%となっており、地形的・地理的制約により県内の他の地域に比してその集積が著しく低く、労働者を吸収しうるような雇用の場に恵まれているとはいえない。（工業出荷額は、経済産業省「2024年経済構造実態調査（製造業事業所調査）」、事業者数及び従業者数は、経済産業省「2023年経済構造実態調査（製造業事業所調査）」による。）

商業については、大部分が小規模事業者によるものであり、また、地域内の商店街も幹線道路を中心に自然発生的に形成されたもので、多様化する消費ニーズへの対応が十分でなく、平成28年の商店数及び従業者数が、2,884店、16,106人、令和3年が2,435店、15,657人と、商店数及び従業員数ともに減少している。一方、平成27年から令和2年の年間販売額は3,419億円から2,958億円と14%減少しており、また、県内の年間販売額に占める割合も2.3%と低く、地域内の購買力は総じて停滞傾向にある。（商店数及び従業者数、年間商品販売額は、総務省・経済産業省「平成28年及び令和3年経済センサス」による。）

観光については、本県の令和6年の延べ宿泊者数は約2,829万人と、新型コロナウイルス感染症拡大前と同程度の水準にまで回復しており、令和5年の県全体の観光消費額は約1兆8,053億円と令和元年の水準を上回っている。（宿泊者数は、観光庁「宿泊旅行統計調査」、観光消費額は、「千葉県観光入込調査」による。）

南房総地域は、館山道や圏央道、アクアラインなどを活用した高速バス路線の充実により、都心に近接しつつ、「海」や「温泉」、「夕陽」などの豊かな自然環境を有することなどが魅力であり、首都圏有数の観光・リゾート地として多くの観光客が訪れることから、観光関連産業は当地域にとって重要な産業となっている。

【課題】

本地域の各産業の新たな展開のため、技術革新、高度情報化、サービス経済化等の進展や国民のニーズの変化に対応するとともに、本地域の保有する豊かな自然資源及び東京都心、成田空港、幕張新都心、東京湾アクアライン着岸地周辺地域・かずさアカデミアパーク、千葉港との近接性などの立地特性を活用し、本地域の特色ある産業の振興を進め雇用の場の創出を図っていく必要がある。

特に、全国的な交流・連携を強化する高速道路ネットワークの一翼を担う東関東自動車道館山線や首都圏中央連絡自動車道の整備が着実に進んでいること、首都圏整備計画等において示されているように当地域が首都圏のレクリエーションゾーンとしての役割が期待されていることなどに十分留意し、産業政策を進める必要がある。

農業については、温暖な気候と豊かな自然という地域の特色を活かしつつ、地産地消の推進や、観光産業との連携による事業展開など新たな取組が求められている。また、林業に関しては、森林のもつ多面的機能を発揮させるため、計画的な森林整備を推進するとともに、県産木材の安定供給体制を構築し、利用を促進する必要がある。さらに、6次産業化による経営の多角化や農林業を支える担い手の確保・育成等の施

策の展開を図る必要がある。

水産業については、長引く燃油高騰など経費が増大する中で、収益力の高い漁業経営体への転換を図るべく、水産資源の適切な管理やつくり育てる漁業を推進して生産の維持増大を図るとともに、高鮮度・高付加価値化による産地競争力の強化、水産業を支える担い手の確保・育成等の施策の展開を図る必要がある。

工業については、雇用の場の創設のため、地場産業の振興とともに空港、港湾等への近接性を交通体系の整備により高めるなど本地域の企業立地条件の向上を図り、自然との調和に配慮しつつ企業誘致を積極的に進める必要がある。

商業については、多様化する消費者ニーズや高齢社会に対応するとともに、地域特性を活かした商業機能の充実を図る必要がある。

観光については、将来にわたり旅行先として選ばれ続けるために、SNS等を効果的に活用して「海」や「夕陽」といった本県の美しい景観等を戦略的にアピールし、来訪と消費の増加を図る必要がある。

また、成田空港等の主要な交通拠点からのアクセス向上を図るとともに、二次交通の充実や観光客の受入環境の整備を進めることで、観光地の魅力を高め、地域をまたがる周遊と県内での宿泊を促進する必要がある。

(3) 基幹的施設

【現状】

道路については、東関東自動車道館山線を構成している館山自動車道及び一般国道127号富津館山道路が全線開通しており、館山自動車道については、富津竹岡インターチェンジまで4車線で開通し、富津竹岡インターチェンジから富浦インターチェンジまでは暫定2車線で開通している。また、これらの道路や東京湾アクアラインとつながる首都圏中央連絡自動車道については、東金から木更津間が開通し、大栄から横芝間で整備が進められている。一方、地域内の観光地の幹線道路等において、夏期や休日等に渋滞が発生し、来訪者の利便性の妨げとなっているとともに、地域の産業活動や住民生活に影響がでている。

鉄道については、現在、JR内房線、外房線及びいすみ鉄道があり、それぞれ通勤・通学など生活面において、また、観光等の産業面において基幹的な輸送機関としての役割を担っているが、人口減少等により更なる利用者数の減少が見込まれる中で、地域のニーズに応じた利便性の維持・向上が課題となっている。

港湾については、重要港湾である木更津港と地方港湾の上総湊港、浜金谷港、館山港及び興津港の5港を擁しているが、本地域の振興にとって重要な基幹施設であるこれらの港湾は、整備の効率性に配慮しつつ、利用者の視点に立ったバランスのとれた施策の推進が要請されている。

情報通信環境については、令和5年度末時点で、県内の光ファイバ整備率（総務省による推計値）は96.71%とされているなど、超高速ブロードバンド基盤の整備が進んでいるが、（県南部の条件不利地域等については、非居住エリアにおいて未だ携帯電話の不感地域が存在するとともに、）デジタル社会の進展に伴い、情報通信関連施

設の更なる充実が必要である。

水資源関連施設については、本地域は、比較的多雨地帯であるが、年間の降雨分布に季節的な変動が大きく、河川が急勾配で流域面積が狭小であるため、ダム適地に乏しい等の地形的制約がある。

また、利根川から房総導水路を通じて水が供給されているが、今後の水需要及び大規模災害や気候変動等のリスクに対応できる水源の安定確保を進める必要がある。

教育・文化施設については、現在、高等教育機関として大学3校で入学定員は合計530名、専修学校については4校あり定員は590名である。また、図書館は、5市1町に6館あり、この蔵書数は583千冊である。

博物館は、3市1町に4館あり、文化会館は、3市に5館ある。一方、本地域が、海路の玄関口・中継地として独自の黒潮文化を形成し保存継承してきた地域であることもあり、近年、地域住民の意識が、精神的な豊かさを求める生き方へと変化するなかで、様々な教育文化活動に参加するなど文化を享受しようという気運や自分たちの手で新しい地域文化を創造し、育んでいきたいという傾向を見せている。

生活関連施設については、県内の他の地域に比して生活道路、下水道等の基盤施設の整備が遅れている。特に都市的な施設が不足しており、このことは、本地域の人口流出の一因となっている。

一方、国・公立病院は4市1町に5院、地域医療支援病院は1市に1院であり、また、人口10万人当たり医師数は342人余、人口10万人当たり一般・療養病床数（病院）は1,167床である。社会福祉施設等については、障害者支援施設10か所、認可保育所42か所、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）41か所、介護老人保健施設17か所が整備されている。

【課題】

道路については、半島性の解消のため、富津館山道路の全線4車線化の整備を促進し、東関東自動車道館山線の富津から館山までの計画の具体化を図り、本地域へのさらなるアクセス強化を図る必要がある。また、これを補完する高規格道路及び国道・県道の整備が必要となっている。さらに、これらの道路や東京湾アクアラインとつながり、首都圏の広域ネットワークを形成する首都圏中央連絡自動車道の整備促進が必要である。

鉄道については、輸送需要の動向等に対応した運行が図れるよう、輸送改善による利便性の維持・向上が必要である。

港湾については、物流機能や観光レクリエーション機能等の複合的な役割を果たす空間の形成を図っていく必要がある。

半島地域における様々な課題の解決には、デジタル技術の活用が有用な手段であることから、地域間の偏りが生じないように、（携帯電話不感地域の解消や、）5G等含め、情報通信関連施設の更なる充実を図ることが必要である。

水資源関連施設については、今後の水需要に対して地域の実状に即した総合的な水資源対策が必要である。

教育・文化施設については、文化の継承とともに地域住民の教育文化に対する意識の高まりに対応し、これらの需要を満足させ定住意識を醸成させるための教育的・文化的な施策の展開が必要である。

生活関連施設については、定住条件として不可欠なものであり、地域の状況に合わせて一層の充実を図る必要がある。特に、他地域に比べ著しい高齢化の進展に対応した各種施設の充実、強化を図る必要がある。

(4) 自然環境

【現状】

自然環境については、4つの自然環境保全地域をはじめ南房総国定公園及び4つの県立自然公園等を保有する豊かな自然に恵まれた地域であり、その財産を継承してきた。また、本地域は、比較的低いながらも急峻な山々が海岸に迫っており、複雑な海岸線を有していることや、県内でも多雨地域であり、嶺岡山系等を含む本地域の地質は、比較的にもろいため崩れやすいことから風雨、海流の侵食を受けやすくなっている。

【課題】

自然環境については、首都圏の半島として、その貴重な自然を適正に活用していくため、長期的・総合的な視点に立った環境保全施策が必要である。

第3 目指す姿

本計画においては、当面する人口、産業等の課題に対処し、南房総地域が、首都圏における新たな役割を担うとともに、産業構造の高度化や国民の価値観やライフスタイルの多様化といった時代の動きに的確に対応しつつ、定住の促進を図ることで、本地域住民が安心かつ安定して住み続けられる地域づくりを振興の基本方向とし、本地域における人口の社会減の改善を目指す。

具体的には、地域の主体的な取組に基づき、広域的観点に立って次の7つの点に重点を置いた地域づくりを目指すものである。

ア 半島性を解消する交通・情報通信体系の整備・確保により「つながる地域づくり」を目指す。

「つながる地域づくり」を進めるため、富津館山道路の全線4車線化の整備を促進し、東関東自動車道館山線の富津から館山までの計画の具体化を図る。また、これらの道路を補完する高規格道路の調査等を進めるとともに国道・県道等の計画的な道路整備を進めるとともに、地域にとって不可欠な地域公共交通の維持・確保を図り、本地域内の交流を促進する交通網の体系的な整備を図る。

さらに、情報通信関連施設の更なる整備を促進するとともに、デジタル技術の活用を図る。

イ 地域の特性を生かした産業の活性化により「活力ある地域づくり」を目指す。

「活力ある地域づくり」を進めるため、交通体系の整備による巨大市場や空港等への近接性の確保や域内の移動環境の改善を図るとともに、「海」や「温泉」、「夕陽」などの豊かな観光資源を活用し、地域の特性に応じた観光地の魅力向上を図る。また、東京湾アクアライン着岸地周辺地域・かずさアカデミアパークに近く、これらの地域の学術・研究機関等との連携への期待など、地域特性を踏まえながら産業の新たな展開と魅力的な雇用の場を創出する。

さらに、生産基盤の整備や流通の多様化、消費の増進を図るとともに、鳥獣被害を防止し、地域特性に応じた農林水産業を振興する。

特に、若年層の人口流出の防止のため、高校・大学等の卒業後も、引き続き地域に定着するよう、高校・大学等と地元企業との連携強化等に取り組むとともに、地域産業の立地条件やその特性を生かし、雇用機会の確保や実践的な職業能力の開発・向上など、若者の雇用の場の確保や就業の促進を図る。

ウ 恵まれた自然との共生の中で「持続可能な地域づくり」を目指す。

「持続可能な地域づくり」を進めるため、南房総の自然は、人々に心の拠りどころや安らぎを与える首都圏の貴重な財産であるという認識にたち、その適切な保全を図るとともに再生可能エネルギーの活用を促進する。さらに、公害の防止等生活環境の保全に配慮する。

エ 充実した暮らしを実現できる生活環境を形成し、安心して住み続けられる「住みよい地域づくり」を目指す。

「住みよい地域づくり」を進めるため、人口減少や少子高齢化等の進行を踏まえ、地域の実情に応じて、都市的な生活基盤施設及び教育・文化施設等を駅徒歩圏や地域拠点に集約立地させるとともに、高齢者や障害のある人等を始め住民誰もが地域の中でその人らしく安心して充実した生活を送られるよう、保健・医療・福祉サービスの総合的かつ持続的な地域支援体制の実現を図る。

オ 豊富な地域の資源を生かした観光振興や、地域間交流の促進により、交流人口を拡大させるため、「魅力ある地域づくり」を目指す。

「魅力ある地域づくり」を進めるため、「海」や「温泉」、「夕陽」などの豊かな観光資源を生かした「持続可能な観光地域づくり」により、南房総の美しい景観に配慮した地域づくりを推進するとともに、地域間交流、グリーン・ブルーツーリズムなどを推進し、交流人口の拡大を図る。

カ 多様なライフスタイルが実現可能な地域の魅力を発信することで、移住・二地域居住を促進し「選ばれ続ける地域づくり」を目指す。

「選ばれ続ける地域づくり」を進めるため、多様なライフスタイルが実現可能な本地域の魅力を発信すること等により、移住・二地域居住を促進するとともに、就業を希望する人と県内企業のマッチング支援や地元企業の魅力発信の充実等により、U I J ターンなど本地域への転職や就職を希望する人の地元企業への就労を促進する。

キ 災害の発生を予防し、災害の拡大を防ぐ「災害に強い地域づくり」を目指す。

「災害に強い地域づくり」を進めるため、ひとたび発生すると、大規模かつ長期間にわたって住民の生活に大きな支障を来たす自然災害に対し、国土保全施設等の一層の整備を進めるとともに、警戒避難体制や応急支援体制の強化を図る。

第4 振興計画

1 交通・情報通信体系の整備・確保

【基本的方向】

- ・ 南房総地域を国土幹線軸や主要空港、港湾等の産業基盤施設及び東京等の主要都市と強く結びつける広域的な交通体系の整備を行うことにより、生活圏、経済圏の拡大を図るとともに、東京圏の都市部との交流を推進し、都市部の持つエネルギーを本地域へ誘導する。このため、本地域から東京都心、成田空港、羽田空港との近接性を高める交通体系の整備を将来目標とする。
- ・ 道路については、東京湾アクアラインと一体となって高速道路ネットワークを形成する首都圏中央連絡自動車道や富津館山道路の全線4車線化の整備を促進し、東関東自動車道館山線の富津から館山までの計画の具体化を図る。
また、これらの道路を補完し、本地域の循環道路及び連絡道路として機能する高規格道路の調査を進めるとともに、国道・県道等の整備を効率的かつ効果的に推進する。
- ・ 鉄道については、通勤通学圏の拡大、住民の定住や観光開発等地域経済の活性化を図るため、基幹的な輸送機関である鉄道の一層の整備を目指し、輸送需要の動向等に対応した輸送改善による利便性の維持・向上、施設改善等の整備を積極的に促進する。
- ・ バス等については、東京湾アクアラインを通行する高速バスや広域的・幹線的な路線バスの維持・確保を図るとともに、地域の実情に応じて、より利便性・持続可能性の高い地域公共交通への再構築を推進する。
- ・ 港湾については、地域産業や海洋性レクリエーションの基盤施設としての役割を果たすため、重要港湾である木更津港では、既存ストックの効率的な運用及び企業活動に対応した港湾施設の機能強化により本地域の物流拠点として整備を図る。また、館山港をはじめとする地方港湾においては、地域の活性化につながるマリンレ

ジャー拠点としての活用、クルーズ船・プレジャーボートの受入や、海辺の通年での賑わい創出などを図る。これらにより、それぞれの地域の特性に応じた複合的な機能を有する港湾空間の創造を図る。

- ・ 情報通信関連施設については、デジタル社会における豊かな県民生活の実現と地域の活力ある発展を目指し、高度情報通信ネットワークの整備等を地域の特性に応じて推進する。

【主な取組】

(1) 道路網の整備

ア 広域幹線道路の整備

全国的な高速道路ネットワークの一翼を担う首都圏中央連絡自動車道や富津館山道路の全線4車線化の整備を促進し、東関東自動車道館山線の富津から館山までの計画の具体化を図る。また、地域間相互の交流と連携を促進し、広域的な集積圏の形成に資する高規格道路である館山・鴨川道路、鴨川・大原道路及び茂原・一宮・大原道路について、計画の具体化に向けた調査等を進めるとともに、東京湾アクアライン等と一体となって東京湾環状道路網を形成する東京湾口道路について、構想の具体化が図られるよう調査を促進する。

イ 国道の整備

高規格道路を補完し、地域の利便性向上や半島地域内の防災拠点間又はこれらと地域の幹線道路等を結ぶなど防災機能強化に資する幹線道路として、外房地域の海岸線を走る国道128号、首都圏中央連絡自動車道から放射状にのびる国道297号、本地域を南北に縦断する国道410号や内陸部を東西に横断する国道465号の整備を推進する。

ウ 県道等の整備

地域の生活や利便性の向上や半島地域内の防災拠点間又はこれらと地域の幹線道路等を結ぶなど防災機能強化に資する県道千葉鴨川線、鴨川保田線、市原天津小湊線、富津館山線、上畑湊線、小田代勝浦線、館山大貫千倉線等の整備を推進するとともに、市道及び町道については、国道や県道と有機的な連携を図りつつ、市町の事業に加え、県の代行制度も活用して整備を進める。

さらに、これらの道路整備と併せて交通安全施設等の整備を図る。

なお、整備に当たっては、豊かな自然環境を生かし、観光振興にも資するよう配慮する。

(2) 鉄道等の整備

本地域の海岸部を周回し、本地域と千葉・東京とを結ぶ基幹的交通施設として、内房線、外房線の輸送需要の動向等に対応した車両の増結、列車の増発、快速電車運行区間の延長、終電車の繰り下げ、乗換え駅における接続時間の短縮等による利便性の維持・向上を図る。

また、いすみ市から大多喜町へと夷隅地域を横断するいすみ鉄道については、同地域における生活交通手段や、観光振興の側面から、市町等の関係機関と連携しながら、経営の安定化や安全性向上を図るための支援を行う。

また、地域にとって不可欠な地域公共交通として、東京湾アクアラインを通行する高速バスや広域的・幹線的な路線バスの維持・確保を図る。さらに、より利便性・持続可能性の高い公共交通への再構築を推進するため、地域の実情に応じた交通サービスの再編やモード転換、デジタル技術の活用など市町や交通事業者等の取組を支援する。

(3) 港湾の整備

ア 重要港湾の整備

本地域の物流拠点として、木更津港（木更津市、君津市、富津市）において、既存ストックの効率的な運用及び企業活動に対応した港湾施設の機能強化、地域の活性化を支援するための内港再開発を進めるとともに、港湾環境の整備を図る。

イ 地方港湾の整備

館山港（館山市）において、南房総への海からのアクセスを可能とするため、旅客船・観光船等が着岸できる多目的栈橋の供用を開始しており、利用状況を勘案しながら施設の拡充を図る。

(4) 情報通信関連施設の整備

デジタル社会における豊かな県民生活の実現と地域の活力ある発展を目指し、観光客の利便性や住民サービスの向上、防災・減災の推進に向けたWi-Fi環境の整備を進めるなど、高度情報通信ネットワークの整備を推進する。なお、整備費用や維持管理費が高額になることから、国に対し支援措置の充実を求める。

また、一部の地域において、地上デジタル放送に係る共聴施設等の維持管理費について対象世帯や地方公共団体に対し過大な負担となっていることから、国及び放送事業者に対し新たな支援措置を講じるよう働きかける。

さらに、良好な基盤整備のための環境づくりとしての電線共同溝の整備を推進する。

2 産業の振興及び就業の促進

【基本的方向】

- ・ 交通体系の整備により本地域と京浜地域等の都市部や国土幹線軸との近接性を高め、都心や他ゾーンからの人・モノ・財の流れを取り込むことにより、産業の振興を図る。また、新規就農者への支援や6次産業化の推進など、農林水産業の振興を図る。その上で、雇用の創出による職住の近接した地域づくりを図る。
- ・ 農業については、担い手の減少・高齢化や生産コストの上昇等による生産力の低下が懸念されるなど、農業・農村を取り巻く大きな状況の変化に対応するため、生

産性向上と労働力不足への対応を両立させるスマート農林水産業の取組の加速化、緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進等を支援していくことで、「稼げる農林水産業」を実現する。

野菜、果樹、花きについて、温暖な気候を生かした特色ある産地づくりを推進するほか、酪農等畜産の一層の振興を図る。また、後継者の育成と農村地域の活性化・住みやすい農村空間の形成を進める。

さらに、東関東自動車道館山線や首都圏中央連絡自動車道等の交通体系の整備進展による市場の拡大に伴い、生鮮食料品の周年供給基地の形成を図るとともに、南房総の魅力ある観光・リゾート資源等を積極的に活用し、観光部門と連携したグリーン・ツーリズムの推進などにより、新たな販売体制を確立する。

- ・ 林業については、本地域の53%が森林であり、県土の森林面積の44%を本地域で占めている現状に鑑み、この貴重な森林資源を有効に活用するため、森林整備の集約化と「森林施業プランナー」等の林業の担い手の育成を図る。さらに、森林のもつ多面的機能に対する社会的要請や住民の緑に対する関心の高まりに応え、市町村・企業・里山活動団体等の多様な主体による森林づくりを推進する。
- ・ 水産業については、水産総合研究センターの開放型加工研究棟を活用するなどし、ファストフィッシュ等の多様化する消費者ニーズに対応した新製品の開発を支援するとともに、沿岸漁業資源の維持・増大と持続的利用を図るため、資源管理やつくり育てる漁業を推進していく。

また、農業の場合と同様に、東関東自動車道館山線や首都圏中央連絡自動車等の交通体系の整備進展により、流通や観光を中心とした社会的・経済的インパクトが強まることから、流通の多様化の推進や、既存漁港施設等を活用した自然体験型観光、海洋レクリエーションなどの海業を推進していく。

- ・ 工業については、今後の道路体系の整備による京浜地域、成田空港、東京湾アクアライン、千葉港等への近接性の高まりや、工場等の千葉県への立地ニーズが高まっていることから、地場産業の一層の振興とともに本地域の特性を活用した工業の振興等を積極的に進める。
- ・ 商業については、地域の特色を生かした商業機能の形成に向け、商店街をはじめとする多様な主体による意欲ある取組を支援していく。
- ・ 観光については、本地域は一年を通じて温暖な気候と自然景観に恵まれており、四季を通じて楽しめる通年型・滞在型の観光地づくりのため、県民の森、自然公園施設、都市公園等の施設やこれらの施設を結ぶ自転車道、自然歩道、ウォーキングトレイル等の整備を図るとともに、将来にわたり旅行先として選ばれ続けるために、SNS等を効果的に活用して「海」や「夕陽」といった本県の美しい景観等を戦略的にアピールし、来訪と消費の増加を図る。また、成田空港等の主要な交通拠点からのアクセス向上を図るとともに、二次交通の充実や観光客の受入環境の整備を進めることで、観光地の魅力を高める。
- ・ 産業の振興に当たっては、それぞれの施設の整備とともに、イベントの実施等業種を越えたソフト面の取組を進めていくとともに、地域資源を活用した、商品開発

等の支援などにより地域の振興、活性化につながる民間事業活動を支援する。

- ・ 就業の促進に当たっては、中小企業のニーズに応じた多様な人材の確保に向けて、県の就労支援施設等において相談から就職までの一貫した支援を行う。

【主な取組】

(1) 農林業の振興

ア 農業の振興

(ア) 魅力ある房総農業の推進

国際化の進展、消費形態の変化、地球温暖化、生産者の減少と高齢化の進展など、農業・農村を取り巻く状況の変化の影響が特に大きい本地域において、生産性向上と労働力不足への対応を両立させるスマート農林水産業の取組の加速化、緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進等を支援していくことで、「稼げる農林水産業」を実現する。

また、グリーン・ツーリズムの推進として、豊かな自然環境や地域の特産物、心なごむ景観等の地域資源を活用し、直売所や農家民宿などの交流拠点への支援をはじめ、田植え・稲刈り、花摘み、いちご狩り、びわ狩りなどの農業体験など、観光産業との連携をも含めた総合的な展開を行うことで、農業農村の活性化を図る。

(イ) 農業生産基盤の整備

優良農用地の確保・保全、農地の高度利用による農業生産性の向上及び担い手の育成や農地の利用集積を図るため、農業用排水施設や農地の区画整理などの農業生産基盤の整備を推進するとともに、農村生活環境基盤の総合的な整備や中山間地域振興対策を推進する。

また、中山間地域等では平地に比べ、自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があることから、中山間地域等直接支払交付金等により適切な農業生産活動が継続的に行われるよう支援し、多面的機能の確保を図る。

農産物の荷傷み防止や輸送費用の軽減等、流通の合理化を図るため、農村地域の幹線的な農道の整備を推進する。

特に、安房地域においては「安房地域広域営農団地整備計画」の実現に資するため、農村地域の農道網の基幹となる広域的な農道や、農用地と基幹的農業用道路の一体的な整備を推進する。

畜産については、国際化の進展等畜産情勢の変化に対応するため、関係者が一丸となった地域ぐるみの支援体制の構築を促進し、地域の中心的な畜産経営体に対し施設整備等を支援することにより地域全体の収益力向上を図る。

併せて、酪農及び肉用牛経営の安定化・体質強化を図るため、自給飼料の生産・利用拡大やスマート農業技術の導入等の取組を推進する。

また、肉用牛生産基盤の強化を図るため、受精卵移植等を活用した黒毛和種の優良な繁殖雌牛の増殖と生産者組織の育成強化を推進する。

さらに、家畜排せつ物の処理施設の機能向上、並びに生産された堆肥の利用促進を

図るための取組を推進する。

(ウ) 試験研究機関の充実・整備及び農林情報のシステム化

酪農における生産性向上に資するため、畜産総合研究センター嶺岡乳牛研究所（南房総市）において、受精卵の効率的利用技術等の研究や優良な乳用牛の受精卵の配布を行う。

また、農業総合研究センター暖地園芸研究所（館山市）においては、南房総に適する果樹、野菜、花きの生産振興に関する研究を行う。

さらに、各種農林業情報を必要に応じ迅速に伝達するシステムの拡充を図る。

(エ) 地域農業を支える多様な担い手の育成・確保

農業系高校等の生徒等を対象に、就農に向けて啓発活動を行うとともに、学卒者や離職者、定年退職者などの就業を希望する新たな担い手が安心して参入できるよう、市町等と連携し就農相談や農地確保の支援、県立農業大学校等での実践的な教育・研修等、知識や技術の習得支援を行う。

また、就農準備資金や経営開始資金等の活用により就業を促進するとともに、認定新規就農者制度の活用や法人への雇用を推進し、新規就農者の増加を目指す。

就農直後の担い手に対しては、セミナーやグループ活動などの各種研修制度の充実強化などにより、生産販売のための知識・技術の習得やリーダー・経営者としての資質の向上を図ることで、定着を支援する。

(オ) 集出荷体制の改善

園芸については、野菜・果樹・花きの産地強化を図るため、国・県の関連事業を活用し、計画的生産出荷及び共選共販体制の整備を推進する。

(カ) 特色ある産地の育成

稲作については、集落農業者の合意形成による集落営農組織などの担い手の確保や商品性の高い高品質な米づくりを推進し、地域の特性を生かした「早場米」「うまい米」の良質早場米産地の育成に努める。

園芸については、国・県の関連事業を活用し、いちごや食用なばな、びわ、かんきつ類、花きなどの地域特産品等の振興を図るとともに、施設化の推進や共選共販体制の整備による産地強化など、温暖な気候や多くの観光客が訪れる立地条件を生かした特色ある産地づくりを推進する。

(キ) 6次産業化の推進と農林水産物の販売・輸出促進

農林水産物の高付加価値化と高収益化を推進するため、地域の農林水産物を利用した新商品の開発や販路開拓などの6次産業化を推進する。

また、千葉県フェアやメディアを活用したPRなど、首都圏に近く新鮮で豊富な食材がある南房総地域の魅力を発信し、農林水産物の販売促進を図るとともに、新たな

販路開拓を図るため、輸出重点品目を中心に、生産・流通・販売の各段階における支援を行う。

イ 森林・林業再生による森林機能の維持増進

(ア) 森林整備の集約化・低コスト化の推進

森林経営計画の策定等による施業の集約化、高性能林業機械の導入や林道等の路網整備などによる低コスト化を促進する。併せて県産木材の安定的な供給体制の構築と公共施設等への県産木材の利用を促進する。

(イ) 県民の森等の整備

森林の保全と自然観察、林業体験、森林レクリエーションの場の提供等森林の高度利用を図り、合わせて地域振興に資するため、大多喜県民の森(大多喜町、面積61ha)、内浦山県民の森(鴨川市、面積294ha)及び館山野鳥の森(館山市、面積22ha)の利用を促進する。

(ウ) バイオマス資源の有効活用

間伐材等の運搬搬出を支援することで、木質バイオマスの燃料利用を促進する。

(エ) 多様な人々の参画による森林再生

里山活動団体など多様な人々の参画により、森林の多面的機能の向上を図る。

ウ 野生動物等による被害の防止

イノシシなどの有害鳥獣による農業被害が多大なものとなっているため、防護柵の設置等の対策を推進する。

(2) 水産業の振興

ア 水産業の振興

(ア) つくり育てる漁業の推進

沿岸漁業の経営安定に向けた漁業資源の維持・増大と持続的利用を図るため、マダイ、ヒラメ、アワビなどの種苗の生産・放流や、小型魚の保護等による資源管理を推進する。

(イ) 漁港の整備

沖合漁業や沿岸漁業の拠点として、安全で利用しやすい能率的な漁港とするため、基幹漁港及び沿岸漁港の防波堤、護岸、岸壁、物揚場、船揚場、臨港道路、航路の整備等漁港機能の向上・改善を図る。

また、自然体験型観光や海洋レクリエーションなど、既存漁港施設等を活用した地域振興施策に協力、あるいは支援することにより、漁港漁村と都市との交流を図る。

(ウ) 流通加工体制の整備

水産物の安定供給と産地間競争力を高めるため、高鮮度・高付加価値化に向けた施設を整備するなど、産地機能の充実を図る。

その一方で、消費者の嗜好の変化や将来の消費動向を踏まえ、千葉県水産総合研究センター（南房総市）等において、鮮度保持、品質管理等についての研究・指導を行うとともに、新たな地域特産品づくりや未・低利用魚を活用した加工品作り等を支援し、千葉のさかなのブランド化と水産業の経営安定を図る。

(エ) 後継者の育成と漁村の整備

水産業における後継者を育成・確保するため、相談・支援の総合窓口となる千葉県海洋人材確保・育成センターを運営するとともに、漁業就業を希望する者を対象に、ホームページや漁業就業支援相談会による情報提供や漁業体験、研修を実施する。さらに、水産物直売所の魅力発信、海のルールづくりとルール・マナーの周知を行う。

また、県立水産系高校においては、多様な生徒を確保するため、遠隔地からの生徒募集を行うなど、更なる活性化と人材育成の充実を図る。

加えて、漁村の活性化を図るためちばの海を満喫するための戦略的PRを行い、グリーン・ブルーツーリズムを推進する。

(オ) 内水面の水産資源の回復と漁場の整備

主要河川である夷隅川及び湊川において、アユ、フナ等の種苗放流を行うとともに、産卵場の造成や河川清掃等により、漁場環境の改善を図る。

(3) 商工業の振興

ア 工業の振興

(ア) 企業立地の促進

地域の特性と発展可能性を生かし、雇用機会の拡大と経済基盤の強化を図るため、市町村と連携しながら企業誘致を推進するとともに、本地域に立地する企業に対して助成を行うことにより、工業団地等へ工場、研究機関、情報サービス業等の立地を促進する。

また、本地域のうち、認定産業振興促進計画に記載された計画区域内において、製造業等の用に供する一定の設備を新設又は増設した企業に対し、事業税、不動産取得税及び大規模償却資産に係る固定資産税を軽減する。

(イ) 鉱業の振興

天然ガスの採掘に伴う環境保全対策等について調査、研究を行い、地盤沈下防止に配慮し、天然ガス・ヨウ素産業の振興を図る等本地域の特色ある鉱業の振興を図る。

イ 商業の振興

地域の特性に応じた商業戦略を構築し、地域商業の活性化を図るため、まちづくり

の一環として策定する活性化計画に基づいて取り組む商店街の施設整備やソフト事業に対して助成を行う。また、次代の商店街を担う優れた商店街リーダーの養成を図る。

ウ 起業の促進

本地域においては、農林水産業を活用した1.5次産業や、インターネット等を活用した産業の創造を目指して、県産業振興センターを中心に、商工会・商工会議所等と連携して創業、経営革新に係る情報提供、相談等を行う。

また、県内の起業機運を高め、起業家を育成するため、ビジネスプランコンペティションを実施する。さらに、市町と連携し産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画作成、創業支援の取組を促進する。

(4) 観光立県の推進

観光・宿泊業の担い手や観光地域づくりをけん引する人材の確保・育成に積極的に取り組む。

また、将来にわたり選ばれ続ける観光地づくりに向けて、本県が誇る長い海岸線など豊かな自然を生かし、観光地の魅力向上や付加価値の高い観光コンテンツの造成、受入環境整備等の取組を強力に推進する。

さらに、国内旅行市場に対しては、首都圏にありながら「海」や「緑」に恵まれる南房総地域の魅力を全国へ向け積極的に情報発信するとともに、インバウンド市場に対しては、成田空港を擁する本県の優位性を生かし、各国・地域のニーズに即した効果的な観光プロモーションを行う。

あわせて、デジタル技術やビッグデータなどを効果的に活用して、生産性の向上や観光地経営の高度化を図るとともに、観光分野におけるデジタル人材の確保と育成を推進する。

加えて、圏央道などの広域的な幹線道路ネットワーク等の充実・強化を促進し、国道・県道のバイパス・現道拡幅の整備、高速道路インターチェンジへのアクセス道路の整備を推進することで「人・モノ・財」の流れを取り込むとともに、マリンレジャー拠点や自然公園施設等の整備を進める。

ア 持続可能な観光地域づくり

民間事業者や市町村などの多様な主体と連携し、「海」や「温泉」、「夕陽」などの観光資源を活用し、地域の特性に応じた観光地の魅力向上につながる整備を集中的に推進する。

また、本県が誇る農林水産物・発酵食品等を活用したガストロノミーツーリズムを推進する取組や、ナイト・モーニングタイムエコノミーを活性化し宿泊につなげる取組など、観光消費額の拡大に向けた取組を推進する。

さらに、成田空港等の主要な交通拠点からのアクセス向上を図るとともに、二次交通の充実や観光客の受入環境の整備を進めることで、観光地の魅力を高め、周遊と南

房総地域での宿泊を促進する。

イ 観光基盤の形成

(ア) 道路環境の整備

観光立県千葉の実現に向けて、観光地へのアクセス改善に大きな効果のある首都圏中央連絡自動車道富津館山道路の全線4車線化の整備を促進し、東関東自動車道館山線の富津から館山までの計画の具体化を図るとともに、これらの道路を補完する高規格道路の調査を進め、計画の具体化に努める。

また、地域内の観光地を結ぶ国道・県道等の整備を推進するとともに、地域の特性を生かした道路景観形成に努める。

さらに、道の駅については、来訪者にゆとりとやすらぎを提供できる休憩や地域の情報発信・連携の場として、質の高いサービスを提供するよう機能の充実に努める。

(イ) マリンレジャー拠点の整備

海を活用した観光地域づくりを目指し、クルーズ船・プレジャーボートの受入や、海辺の通年での賑わい創出などを図るため、マリンレジャー拠点としての港湾や漁港、海岸などの活用を進める。

(ウ) 自然公園施設の整備

自然や地域観光資源などを巡るレクリエーションや健康づくり機能を持つ自然遊歩道等の整備を促進する。

(エ) その他

誰もが安心・安全・快適に観光を楽しめるよう、観光地のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、観光施設案内板等の再整備の促進を図る。

また、地域の観光産業を支える人的基盤の整備については、観光・宿泊業の人材不足を解消するとともに、観光地域づくりをけん引する人材の確保・育成に積極的に取り組む。

(5) 就業の促進

若年層の人口流出の防止のため、地域の中小企業と若者人材等のマッチングイベント等を実施するなど、就業の促進に取り組んでいく。

3 環境の保全

【基本的方向】

- ・ 本地域の特色である豊かな自然を地域の振興面で活用するとともに、残すべきものは永遠に残していくという強い理念に立った、自然に対する超長期的、総合的な施策の展開を図っていく。
- ・ 土地利用の基本方針の確立、残すべき自然の実態の把握、自然公園の特別地域、

自然環境保全地域の特別地区、保安林等の指定の推進と公有地化、農地の保全を図るとともに、森林については「千葉南部地域森林計画」及び各市町村森林整備計画により、自然環境・森林機能・地域性を考慮しながら、美しいちばの森林づくりをめざすこととし、その具体化を進めていくとともに、千葉県環境基本条例に基づき、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、地域の自然、文化、産業などを含んだ魅力ある環境を保全するほか、野生鳥獣等の被害対策の推進により、快適な環境の実現を図っていく。

- ・ 公害の未然防止を図り、地域住民の健康を保護するとともに、廃棄物の減量化や再資源化を推進することで、ものを大切にす社会の実現に向けて幅広い取組を進めるとともに、適切な地域環境の保全や円滑な合意形成を図りつつ、洋上風力発電の導入をはじめ再生可能エネルギーの利用を推進する。

【主な取組】

(1) 自然環境の保全

ア 自然環境の保全

南房総地域の自然環境を保全するため、南房総地域自然環境保全基礎調査を踏まえ、本地域における保全すべき土地の選定及び保全施策を行う。

また、良好な自然環境を形成している地域及び優れた風致を維持している地域で、特に重要な地域の民有地について、必要に応じ公有化を図る。

イ 自然公園等の整備

自然を保護するとともに、調和を保った自然の活用を図るため、必要に応じ南房総国定公園の公園計画見直しを行うとともに、自然公園利用者のための遊歩道、園地、休息所等の整備を促進する。

また、自然の中を歩くことを通じて自然、歴史、文化等にふれあうことのできる首都圏自然歩道（太東岬～清澄山～鹿野山～浜金谷）の再整備、養老溪谷を中心とした養老川自然歩道（房総ふれあいの道）の整備を推進する。

ウ 野生鳥獣の適正な保護管理の推進

本地域に、孤立した個体群として生息する野生鳥獣、特にニホンザル、ニホンジカを、生態系を構成する重要な要素として、また、県民共有の財産として、適正に保護管理するため、生息状況等調査を実施するとともに、個体数を管理し、人間と野生動物が共生できる社会の実現を目指す。

(2) 公害の防止

本地域には、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画が策定されている地域が含まれており、この計画等に基づき公害の防止に関する施策を総合的に推進する。

さらに、天然ガスかん水の採取に伴う地盤沈下については、採取事業者と締結して

いる地盤沈下防止協定を継続し、地盤沈下の防止に努める。

また、自動車の使用に伴う環境負荷の低減に向けて、千葉県自動車環境対策に係る基本方針に基づき、官民連携体制で取り組みを推進する。

(3) 再生可能エネルギーの利用の推進

地球温暖化対策を推進するため、再生可能エネルギーの導入について、適切な地域環境の保全や円滑な合意形成を図りつつ、地域の特徴を生かした取組を進めていく。

特に、いすみ市沖の海域は、海洋再エネ整備法に基づく洋上風力発電に係る有望区域として選定されており、洋上風力発電は再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札として期待されている。このため、洋上風力発電の導入とそれによる関連産業の集積など地域経済の活性化に向けた取組を進めていく。

なお、洋上風力発電の導入促進に当たっては、漁業との協調・共生が重要であるため、漁業者の理解の下、関係機関等との連携を図る。

4 居住環境・福祉の向上

【基本的方向】

- ・ 本地域においては、東関東自動車道館山線や首都圏中央連絡自動車道の建設等による交通体系の整備進展に伴い、居住機能の集積等を一層促進するため、総合的な土地利用政策により長期的な視点に立ってこれらを規制・誘導し、良好な居住空間の創出を図っていく。
- ・ 都市計画法に基づく用途地域の指定がなされた地域については、面的整備事業の推進や地区計画制度等の活用により適正な土地利用への規制・誘導を図る。また、その他の地域にあつては、必要に応じて市町村長期構想、農業、漁業等の産業振興計画等を踏まえて作成される土地利用計画を都市計画の基本とし、その推進を図る。なお、新たに都市計画を作成する市町村に対しては、技術的支援等を行い都市計画の策定を促進する。
- ・ 水資源については、渇水や今後の水需要に対処するため、安定的な水供給を目指し、これまで整備された水資源施設の適切な維持管理や、水道施設、かんがい施設等の整備の促進を図る。
- ・ 文化については、生きがいや心の豊かさを求める気運の高まりの中で、文化の担い手である地域住民一人ひとりが、地域の貴重な伝統文化・芸術や文化遺産に親しみ、継承するとともに、地域に愛着と誇りを持って、新たな地域文化を創造していく環境整備を進める。
- ・ 生活基盤施設については、館山市、勝浦市、鴨川市、富津市等において、都市計画にもとづき、土地区画整理事業の実施、都市公園、下水道等の整備による生活関連施設の整備及び業務機能、文化機能等の集積による都市的な魅力の形成を図るとともに、農村部、漁村部においても生活環境の整備を行うことにより、住む場所としての魅力の向上に努める。
- ・ 誰もが安全で安心して暮らせる社会を構築するため、県民と県、警察、市町村が

一体となって、防犯意識の醸成を図り、地域コミュニティの結束力を高めるとともに、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進することにより、地域の防犯力を向上させる。

- ・ 鉄道の輸送改善、道路網整備などによる交通利便性の維持・向上を踏まえて、定住人口増加に資する条件整備の促進を図る。
- ・ 地域住民一人ひとりが、健康で豊かな生活を送り、地域社会の一員として安心して暮らせるよう保健・医療・福祉の連携を図り、サービスの総合的な提供体制の整備を図る。
- ・ 本地域が人口の減少とともに高齢化が急速に進行している地域であることから、高齢者が健康で生きがいのある人生を送ることができるよう、総合的な健康づくりや生活習慣病予防対策を積極的に推進するほか、生涯現役社会の実現に向けて、高齢者が就労や地域社会での役割を通じて生きがいを持ち、意欲や能力に応じて活躍できるよう環境整備を促進する。
- ・ 住民相互の自主的福祉活動の定着を図り、活力ある福祉社会を構築するとともに、ノーマライゼーションの理念のもと、高齢者や障害のある人などすべての人が安全で快適な生活ができる福祉のまちづくりを推進する。
- ・ 市町等が広域的な連携のもとに実施する事業に係る計画の策定を促進し、個性と魅力ある地域づくりを推進する。

【主な取組】

(1) 水資源の開発及び利用

ア 水資源の確保

安定的な水供給のため、地域の実情に即した広域的な水資源確保を図る。

イ 水道用水供給事業の運営

将来にわたる安定給水を維持していくため、令和8年度から千葉県企業局（水道用水供給事業）が、安房・夷隅地域の水道用水供給事業を運営する。

ウ 農業用排水施設の整備

干ばつや湛水による被害を防止し、農業生産性の向上や産地間競争力の強化を図るため、かんがい用のダム、用水路及び排水機場等を整備、改修する。

エ 工業用水道施設の更新・耐震化

木更津南部地区工業用水道事業により、富津市、木更津市及び君津市の海面埋立地への進出企業に対して千葉県企業局が工業用水を供給（給水能力 日量 206,000m³）しており、施設の更新・耐震化を推進し安定給水を確保する。

(2) 教育・文化の振興

ア 教育・文化施設の整備

学校は、子どもたちの学習や生活の場として重要な役割を担っているだけでなく、大規模災害発生時には緊急避難場所等として活用される場合も多いことから、学校の防災機能強化や老朽化対策、教育環境の質的向上を図る取組を支援していく。

また、県民の生涯にわたる多様な学習要求に応えるとともに、県民が県内のどこに住んでいても等しく図書館サービスが受けられるよう、県立図書館ネットワークによりインターネットを使った資料所蔵情報の提供や資料運搬の整備を行うなど、市町村立図書館や公民館図書室等と連携協力して読書環境の整備に努める。

県内の青少年教育施設については、鴨川青少年自然の家も含めた県立青少年自然の家において幅広い層の県民の利用に対して特色ある体験プログラムの充実を図り、本県の体験活動の拠点として魅力的な施設としていく。

イ 教育・文化行政の推進

県民の高等教育機関への就学機会の拡大、学術・文化の振興、雇用・消費の拡大、さらには、産業や社会福祉関連の人材育成など、地域の振興に大きく寄与することが見込まれる大学等の立地を促進する。

ウ 地域文化の振興

文化を創造するための環境づくりを促進するため、県のホームページを利用し、多様な文化情報を提供するとともに、オーケストラや伝統芸能など各種芸術鑑賞事業を行い、文化芸術に親しむ機会の促進を図る。

また、美術・文芸・音楽等芸術文化団体の行う文化創造活動の成果を発表する「千葉・県民文化祭」の開催や県民が文化芸術活動に参加できるよう支援する。

さらに、地域の魅力を高めまちづくりや観光資源としても活用するため、歴史的建造物・史跡などの文化遺産、郷土芸能や生活文化、里山・棚田などの景観等を文化資源として発信し、地域文化の振興を図る。

県民の生涯スポーツの振興を図るため「総合型地域スポーツクラブ」が各市町に一つ以上設立されるように支援する。さらに、サーフィン体験イベントの開催を通じ、参加者と地域の交流や、スポーツを核とした地域の活性化を図る。

また、文化施設が地域の文化芸術の拠点としての役割を果たすため、施設の機能の充実を図る。

エ 地域振興に資する多様な人材の育成

地域で就業し、地域の産業を支える人材に対する配慮等、地域の振興に資する多様な人材の育成のために必要な施策に取り組む。

また、地域を志向した研究・教育・社会貢献を行う取組を実施する大学に対し、連携・協力をしていく。

(3) 生活基盤施設等の整備

ア 都市基盤施設等の整備

市街地における生活環境の整備と貴重な観光資源としての自然環境を保全するため、都市計画道路（館山市）、公共下水道（富津市、館山市等）、都市下水路（富津市）等の整備を促進する。

水道事業については、千葉県企業局（水道用水供給事業）からの受水及び、平常時はもとより、地震・渇水等緊急時に対応するための水道施設の整備により、安定給水の確保を図る。

また、南房総の入口に位置する県立富津公園（富津市）において、公園の中心施設であるジャンボプール等運動施設や先端護岸の改修工事を実施する。

その他、特色ある公園整備等について検討・調査を行う。

一般廃棄物の適正処理を推進するため、一般廃棄物処理施設の整備を促進する。

なお、「千葉県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、海岸漂着物の処理を行う。

また、公共用水域の水質を保全するため、地域の実情を勘案しながら公共下水道の整備を促進するとともに、合併処理浄化槽の設置促進を図る。

さらに、観光地等における海岸景観の保全及び美化のため、夏期観光安全対策本部設置要綱に基づき、海水浴場開設者に対するごみ処理指導を継続的に実施する。

生鮮食料品の流通拠点である地方卸売市場については、鮮度保持・衛生管理・防災機能などを備えた施設の整備を推進し、流通の効率化、食の安全確保を図る。

イ 持続可能なまちづくり

新たな都市計画区域の決定に伴う案の申し出や用途地域等を定めようとする市町に対しては、都市計画原案作成の検討調査に技術的支援等を行うことにより、都市計画の策定を促進する。

また、計画的な住宅施策を展開するため、市町村住生活基本計画の策定を推進する。

ウ 保健・医療・介護・福祉施設等の充実及び感染症対策

地域における保健活動の中心となる市町村保健センター等で働く保健師の確保、救急医療体制の充実及び地域における中核的な役割を担う公的医療機関の整備の促進を図る。また、既存医療施設の一層の高度化を促進する。

また、AEDは突然の心停止事例において救命の点ですぐれた効果があることから、リーフレットを配布し使用手順を普及させるとともに、地域における設置場所の周知に努める。

更に、半島地域は、救急医療へのアクセス性が低い等の状況にあることから、半島地域における医療を受けられる機会を確保するため、ドクターヘリを活用した医療体制の整備等に取り組む。

新興感染症等の健康危機に対応できる医療提供体制を確保するため、平時から感染症医療を担う医療機関や宿泊事業者等と協定を締結するとともに、地域健康危機管理推進会議等を通じ、日頃から市町村を含む関係機関との情報共有や連携強化を図る。

高齢者等の福祉施設等の整備として、介護を要する高齢者及び障害のある人が、いつでも、どこでも、だれでもが利用できることを目標にホームヘルプサービス事業や

デイサービス事業、ショートステイ事業等の在宅福祉サービスを促進するとともに、職員の負担軽減や介護サービスの質の向上を推進するため、介護事業所等に対して介護テクノロジー等の導入促進を図る。

さらに、自立支援や介護予防・重度化防止の取組を推進するとともに、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムを深化・推進する。

併せて、地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなど、地域密着型サービスの整備を促進する。

エ 地域安全対策

安全で安心な地域社会づくりのため、市町村等が実施する防犯カメラの設置の促進や、地域の犯罪情勢に即した総合的な犯罪抑止対策の推進、交番・駐在所の計画的な建て替え・整備など、地域の防犯力の向上を図るとともに犯罪の起こりにくい環境づくりに取り組む。

そこで、自主防犯団体に対する合同パトロールの支援や県民に対するSNS等による情報発信・広報啓発活動を実施する。加えて、自主防犯団体が使用する防犯パトロール資機材等の整備を支援し、地域安全活動の促進を図る。

また、治安情勢や県民からの要望・意見等を的確に把握し、交番相談員の配置を進めるとともに交番・駐在所の計画的な建て替え・整備などを図り、県民の身近で発生する犯罪の予防や取締りを強化する。

さらに、道路網の整備及び交通状況の進展に応じて、安全で円滑な交通環境の実現を目指し、交通安全施設の計画的な整備を図る。

(4) 地域福祉の推進

高齢者・障害のある人・子どもをはじめ誰もが千葉に住む幸せと誇りを感じ、いきいきと暮らすことができる「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」を構築するためには、住民一人ひとりが地域を構成する一員として互いに支え合う地域社会を目指す必要がある。

そこで、市町村・生活圏（小中学校区）ごとに、社会福祉協議会をはじめとする地域福祉の様々な担い手が力を合わせ、地域の問題を地域住民が自ら考え、解決していく継続的な組織づくりを推進する。

5 地域間交流の促進

【基本的方向】

- ・ 本地域の自立的発展のため、恵まれた自然環境や多くの歴史的・文化的な観光資源、また、成田空港や千葉港、東京湾アクアラインなどに近接する地理的条件を生かし、地域の交流を積極的に推進し、交流人口の拡大を図る。

【主な取組】

(1) 広域連携による地域づくりの推進

地域の特性を活かした地域活性化策を、県、市町をはじめ多様な主体との広域的な連携及び協力により推進することで、個性豊かで活力に満ちた自律的な地域社会の実現を図る。

また、地域間交流を促進するため、地域の経済的文化的諸活動を通じた、半島地域と他地域、また地域内の交流機会の創出、推進を行う。

(2) 観光交流の拡大

地域の活性化に寄与する観光振興は、観光業者への支援を中心とする従来の発想から脱け出し、地域の持つ魅力に惹かれて訪れた人々と地域住民が出会い、そこから始まる多様な交流が生み出すエネルギーを地域全体に波及させる仕組みづくりとしてとらえる必要がある。

観光交流の拡大は、地域住民の郷土に対する愛着と誇りを培い、地域自立に向けた様々な取組が力強く展開される環境を醸成する力になるとの認識に立ち、近年主流となりつつある地域の魅力を深く楽しみ心の満足を求める観光需要に対応できる体制づくりを進める。

また、酪農の歴史に関する展示や酪農に親しむ行事等の実施により、県民の酪農・畜産への理解を深め、併せて都市と農村を含む地域間交流を促進するため、「千葉県酪農のさと」（南房総市）の活用を図る。

6 移住・二地域居住の促進

【基本的方向】

- ・ デジタル化の進展等による意識変化を背景に、場所にとらわれない働き方・暮らし方への志向や地方移住への関心が高まっている。

本地域は、都心へのアクセスが良好で、海や里山など豊かな自然を有していることから本地域で暮らす魅力を知ってもらうとともに、市町村や関係団体と連携を図りながら、実現できるライフスタイルや就職、空き家などの情報を一元的に広く発信することなどにより、地域と多様な形で関わる関係人口の創出や、将来的な移住や二地域居住につなげられるよう取組を推進する。

【主な取組】

(1) 移住・二地域居住の促進

本地域ならではのライフスタイルの魅力を積極的に発信し、移住・二地域居住を促進する。

副業人材の活用等による関係人口の創出を通じた地域活性化を図るとともに、テレワーク、ワーケーションなど、ライフスタイルに合わせて働く場所や時間を自由に選択できる働き方への取組を支援する。

さらに、多くの人から本地域が居住地として選ばれるよう、U I J ターンなど就業を希望する人と県内企業との雇用のマッチング支援に取り組むとともに、地元企業の

魅力発信の充実や、地域を支える人材の育成などの取組を推進する。

(2) 空き家の利活用

本地域における移住・二地域居住の促進を図るため、空き家の適切な利活用を推進する。空き家情報の発信やマッチングの促進、適切な住宅リフォームの促進、民間事業者等との連携による空き家活用の支援体制の整備により、既存住宅等の活用を促す。

7 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

【基本的方向】

- ・ 本地域は、自然災害を受けやすい地理的・地形的条件を有しているためこれらの自然からの災害を防止し、人々が安心して住むことができる地域としていくことを目指し、平時から防災連携体制の充実強化を図るとともに、半島性を踏まえた防災対策の推進、地すべり対策等の土砂災害対策、河川の整備、海岸保全施設の整備等の災害の防止に係る各種の事業を進め、国土保全を図る。

また、これらの施策については、国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく千葉県国土強靱化地域計画にも位置付け、本計画との整合を図る。

【主な取組】

(1) 防災連携体制の充実強化

これまでの災害の検証等を踏まえ、県の地域防災計画や業務継続計画等の各種計画やマニュアルなどを継続的な見直し、図上訓練、職員向け危機管理研修会、他県への災害派遣から得られた経験を全庁で共有することにより、職員の災害対応力を向上させる。

また、災害発生時に、県、市町村、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関はもとより、ライフライン事業者、物流事業者、交通事業者、地域の建設業者など、広く民間事業者等と迅速かつ的確な対応を図るため、平時からこれら関係機関との連携を緊密に図る。

特に、降雨、地震、津波等に関する情報、各種災害における被害状況、応急措置等の災害情報を迅速に処理し、県と市町村及び防災関係機関との間で即時に受伝達できる千葉県防災情報システムの整備を図るとともに市町村防災行政無線の整備拡充を促進する。

また、消防力の一層の強化を図るため、消防施設の整備拡充強化を推進するとともに、発災に備え避難場所の施設整備及び備蓄体制の整備を行う。

さらに、地域防災力の向上を図るため、消防団の活性化、自主防災組織の育成及び避難環境の整備等を行う。

(2) 半島性を踏まえた防災対策の推進

孤立する可能性のある集落における備蓄の強化や避難施設などに対し支援するとともに、家庭における備蓄の啓発強化や自主防災組織の活性化などに取り組む。

また、災害時に避難所を含む防災拠点となる県有施設において、非常用自家発電設備の設置や、太陽光発電設備及び蓄電池の導入を推進することで非常用電源の確保に取り組む。

(3) 土砂災害対策

地すべり現象に対する国土保全及び住民生活の安全を図るため、嶺岡山系を中心とする地域の地すべり防止区域において、地表水排除工、地下水排除工、抑止工等の地すべり対策事業を行う。

また、急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

さらに、流域の荒廃や土砂の流出による災害を防止するため、砂防えん堤工、床固工、流路工等砂防事業を実施する。

(4) 河川の整備

河川の氾濫を防止するため、滝川（館山市）及び袋倉川（鴨川市）等において河川改修等を実施する。

(5) 海岸の保全

「千葉東沿岸海岸保全基本計画」及び「東京湾沿岸海岸保全基本計画」に基づき、防護・環境・利用の3つの面でバランスのとれた総合的な海岸づくりを推進する。

海岸の保全については、津波・高潮等の自然災害から県民の生命・財産を守るため、太東海岸～部原海岸（いすみ市）、鶴原二号海岸～興津港海岸（勝浦市）、東条・広場東海岸（鴨川市）及び西岬海岸～館山海岸（館山市）において、堤防等の保全施設の整備など津波・高潮対策の事業を実施する。

また、海岸侵食を防止するため、館山海岸（館山市）において、突堤等の保全施設の整備や養浜など浸食対策の事業を実施する。

(6) 農地・森林の保全

農地及び農業用施設並びに公共施設等の流失、湛水、浸水等の被害を未然に防止し、農業生産の維持及び農家経営の安定を図るために、老朽化したため池の整備、地すべり被害及び湛水被害の未然防止などの農地防災対策を推進する。

また、山地崩壊、土石流、地すべり等の災害を防止するため荒廃した森林や荒廃地を復旧整備する治山事業を行うとともに、保安林機能の高度発揮及び災害防止・被害軽減を目的として、植栽や保育作業等の森林整備を推進する。

(7) 災害に強い社会資本の整備

平時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保する、災害に強い道路ネットワークの整備の加速、老朽橋の架け替え、橋りょうの耐震補強、道路のり面の防災対策及び無電柱化による緊急輸送道路等の強化を推進するとともに、緊急物資などを

輸送できる耐震強化岸壁の整備を推進する。また、「道の駅」など道路休憩施設の防災機能の強化を促進する。

加えて、工業用水道においては、施設の更新・耐震化を推進し安定給水を確保するとともに、鉄道施設については、路盤・軌道周囲の改良、防風柵の設置等による災害対策の促進を図る。

第5 社会目標等

本計画を効果的に推進するため、別紙のとおり、本計画に関する重要業績評価指標（KPI）を設定し、本計画における取組等の進捗状況の確認・評価を行い、適切な管理に努める。

なお、他計画に基づく重要業績評価指標（KPI）については、当該計画の改定時において新たに目標値を設定する。